

永平寺町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第31号

永平寺町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

永平寺町児童手当事務処理規則(平成24年永平寺町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号及び第8条第2項第3号中「健康保険証の写し」を「公的医療保険の被保険者であることを確認できるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。